

# 民生福祉常任委員会記録

令和元年 12月10日

【開催日】 令和元年12月10日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後3時30分～午後3時53分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	水津 治
委員	河崎 平男	委員	杉本 保喜
委員	松尾 数則	委員	矢田 松夫
委員	吉永 美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

福祉部長	兼本 裕子	福祉部次長	川崎 浩美
福祉部次長	岩佐 清彦	高齢福祉課長	麻野 秀明
高齢福祉課技監	河野 静恵	高齢福祉課課長補佐	河田 圭司
高齢福祉課高齢福祉係長	古谷 雅俊	国保年金課長	梅田 智幸
国保年金課課長補佐	石橋 啓介	国保年金課主査兼国保係長	伊藤 佳和子
国保年金課年金高齢医療係長	三隅 貴恵	市民部長	城戸 信之
市民部次長	藤山 雅之	市民課長	古谷 昌章
市民課主幹	藤上 尚美	市民課住民係長	岡崎 さゆり

【事務局出席者】

事務局長	沼口 宏	事務局主査	島津 克則
------	------	-------	-------

【付議事項】

- 1 議案第106号 令和元年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について（国保）
- 2 議案第108号 令和元年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について（国保）
- 3 議案第107号 令和元年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第3回）について（高齢）
- 4 議案第114号 山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について（市民）
- 5 閉会中の継続調査事項について

午後3時30分 開会

大井淳一郎委員長 ただいまより民生福祉常任委員会を始めます。お手元にあります審査内容に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほどよろしく申し上げます。まず、議案第106号、令和元年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算第2回について、執行部の説明を求めます。

梅田国保年金課長 それでは、議案第106号、令和元年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算第2回について御説明します。今回の補正は、国の人事院勧告に準じた給与改正を行うものです。最初に予算書の1ページをお願いします。歳入歳出とも40万9,000円を追加し、総額を76億4,709万4,000円とするものです。それでは歳出から御説明します。5ページ、6ページの下段、1款1項1目一般管理費をお願いします。このたびの給与改正は、職員の給与を平均0.1%引き上げること、及び勤勉手当を年間4.45月から0.05月引き上げ、4.5月とするもので、平成31年4月1日からの適用となります。この改正により、2節給料及び3節職員手当等の勤勉手当を増額するとともに、これらの増額に伴い、3節時間外勤務手当及び4節共済費の共済組合負担金等を調整しています。これらの財源として、上段の歳入ですが、7款1項1目一般会計繰入金40万9,000円を計上しています。補正予算の説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

大井淳一郎委員長 執行部の説明をいただきました。歳入歳出全般にわたって皆さんのほうで、確認したいことがあれば、質疑をお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。それでは質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第106号、令和元年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算第2回について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

大井淳一郎委員長 全員賛成にて可決すべきものと決しました。それでは続きまして議案第108号、令和元年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算第2回についての説明を求めます。

石橋国保年金課課長補佐 それでは、議案第108号、令和元年度山陽小野田

市後期高齢者医療特別会計補正予算第2回について御説明します。今回の補正は、国の人事院勧告に準じた給与改正を行うものです。予算書の1ページをお願いします。歳入歳出とも6万6,000円を増額し、総額を10億5,788万3,000円とするものです。それでは歳出から御説明します。5ページ、6ページの下段、1款1項1目一般管理費をお願いします。このたびの給与改正は、職員の給料を平均0.1%引き上げること、及び勤勉手当を年間4.45月から0.05月引き上げ、4.5月とするもので、平成31年4月1日からの適用となります。この改正により、2節給料及び3節職員手当等の勤勉手当を増額するとともに、3節の時間外勤務手当及び4節共済費の共済組合負担金等を調整しております。これらの財源として、上段の歳入ですが、3款1項1目事務費等繰入金6万6,000円を計上しております。以上で令和元年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算第2回についての説明を終わります。御審査のほどよろしく申し上げます。

大井淳一郎委員長 説明をいただきました。皆さんのほうで、この議案について質疑はありますか。「なし」と呼ぶ者あり) よろしいですか。それでは質疑を打ち切ります。討論はありますか。「なし」と呼ぶ者あり) 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第108号、令和元年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算第2回について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

大井淳一郎委員長 全員賛成にて、可決すべきものと決しました。それでは議案第107号、令和元年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算第3回について説明を求めます。

麻野高齢福祉課長 それでは、議案第107号、介護保険特別会計の補正予算第3回について御説明します。このたびの補正は、国の人事院勧告に準じた給与改正による人件費の補正で、職員の給料を平均0.1%引き上げること及び勤勉手当を年間4.45月から0.05月引き上げて4.5月とし、平成31年4月1日から適用するものです。それでは予算書の10ページ、11ページをお開きください。まず、歳出です。上段の1款1項1目一般管理費46万5,000円、中段3款1項1目介護予

防生活支援サービス事業費6万8,000円、3款3項1目任意事業費4万1,000円をそれぞれ増額しております。1枚めくっていただきまして、12ページ、13ページです。2目包括的支援事業費については46万5,000円を増額しています。続きまして、6ページ、7ページにお戻りください。歳入です。歳入につきましては、財源の調整を行うもので、上段3款2項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）2,000円、3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）12万8,000円をそれぞれ増額しております。また、4款1項2目地域支援事業費交付金2,000円、5款2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）6万5,000円、7款1項2目地域支援事業費繰入金6万6,000円、3目その他一般会計繰入金69万6,000円をそれぞれ増額しております。1枚めくっていただきまして、8ページ、9ページ、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金8万円を増額しております。結果、歳入歳出とも103万9,000円の増額となり、予算総額は67億5,316万6,000円となりました。以上がこのたびの補正予算の内容となります。御審査のほどよろしく申し上げます。

大井淳一郎委員長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第107号、令和元年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算第3回について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

大井淳一郎委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。それでは、議案114号、山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を求めます。

古谷市民課長 審議に関する説明の前に一言おわびとお礼を申し上げます。今回の議案の上程に関しましては非常にタイトな議会スケジュールの中での追加上程となり、山陽小野田市議会の議員の皆様、並びに民生福祉常任委員会の委員の皆様にも多大な御迷惑をお掛けしましたことをおわび申し上げますとともに、今回、このように説明の機会を与えて

いただき、誠にありがとうございます。議案の説明に入らせていただきます。議案第114号は、山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。このたびの改正は、本年6月14日付けで公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録事務処理要領の一部が改正され、本年12月14日付けで施行されることから、本市の条例について所要の改正を行うものです。改正の内容は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格事項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図り、成年被後見人等を資格、職種、業務等から、一律に排除する規定等の欠格条項を設けている各制度について、制度ごとに必要な能力の有無を判断する個別審査規定へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備するもので、本市印鑑の登録及び証明に関する条例第2条第2項第2号において、成年被後見人については、一律に印鑑の登録を受けることができないものと規定されていることから、これを、意思能力を有しない者と改正することにより、要件を満たした成年被後見人は意思能力を有する者として、印鑑の登録を可能にするものです。具体的な事務処理ですが、国は印鑑登録事務処理要領の一部改正に係る質疑応答で、成年被後見人から印鑑の登録を受けた場合には、当該申請を受け付けることができるかの問いに対しまして、意思能力を有しない者は印鑑の登録を受けられないが、成年被後見人からの印鑑の登録を受けた場合において、法定代理人が同行しており、かつ、当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として、印鑑の登録の申請を受け付けることとしても差し支えないとしており、本市も同様の取扱いをしてまいります。また、第5条及び第6条関係の改正につきましては、外国人住民の方について、片仮名表記の氏名の印鑑の登録や印鑑登録原票への通称の登録、その他用語の整理が行われましたので、国の事務処理要領に準拠して、同様に条例を改正するものであります。以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

大井淳一朗委員長 ただいま説明がありました。皆さんのほうで確認したいこととか質疑等がありましたら。

河崎平男委員 この条例の一部改正で、本市の影響はどうなんですか。

城戸市民部長 具体的には73名の該当者がいらっしゃいますが、その方が印鑑登録をされるかどうかというのは分かりません。対象者は73名いらっしゃいます。

大井淳一郎委員長 現在、この73名は印鑑登録を受けていない状態ということですよ。確認したいと思います。

城戸市民部長 これまで一律に欠格条項になっておりますので、印鑑登録はできていません。

松尾数則委員 意思能力を有しない者というのは、どういう判断から、これに該当するんですか。

古谷市民課長 印鑑登録に関してですか。(「はい」と呼ぶ者あり) これまでは、成年被後見人の方は一律に印鑑登録を受け付けておりませんでした。今後もし、その対象の方が印鑑登録をしたいというふうに希望された場合は、その人単独では、やはり無理です。国の質疑応答でありましたように、法定代理人の方と同行して、そして、なおかつ本人さんも一緒に来られて申請をしていただいて、受け付けることができる。意思能力がある者とみなすという取扱いにします。

大井淳一郎委員長 その際、成年被後見人であることの証明というか、審判のそういうのは出させるんですか。その方が成年被後見人であること、そして、法定代理人がいるということは。

古谷市民課長 現在でも法定代理人の方は裁判所からの認定書というんですね、それを出しておられます。

水津治副委員長 現在は意思能力があるかないか、医師の診断書を添えてということが今の窓口ではあるんですが、今後も、その扱いは一緒でしょうか。

古谷市民課長 一般的なことですか、それとも成年被後見人のことですか。(「一

一般的」と呼ぶ者あり) 一般的なほうは、やはり医師の診断書等で。だから申請に来られて、代理の方が来るときに、本当に本人が来られないとか、そういうことがありましたら、施設に入っている方とか、今でも医師の診断書を持ってきていただいておりますので、そういうので確認させていただきます。

大井淳一郎委員長 そのほか、よろしいですか。(「なし」と呼ぶ者あり) それでは質疑を打ち切ります。討論はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第114号、山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

大井淳一郎委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。それでは審査番号5番です。閉会中の継続調査事項についてです。お手元の調査事項が書かれてある紙ですが、皆さんのほうで何かこれは加えたほうが良いというものがあるか、それとも、これは要らないんじゃないかというのであれば、このままでいきたいと思いますが、よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) 大体網羅していると思います。では、お手元に書いてあるとおり閉会中の継続調査事項とします。それでは以上をもちまして、民生福祉常任委員会を閉じます。お疲れ様でした。

---

午後3時53分 散会

---

令和元年12月10日

民生福祉常任委員長 大井 淳一郎